

輪島市監査公表第63号

平成29年1月18日付発監査第276号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年3月22日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





発 観 第 395 号
平成 29 年 3 月 14 日

輪島市監査委員 高野 哲男 様
輪島市監査委員 小山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 交流政策部観光課

監査執行年月日 平成 29 年 1 月 11 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>○滞納による収入未済額の解消について</p> <p>滞納者の保証人を交えた分納計画の実施により、滞納額が縮小している。今後も、引き続き厳しく滞納額縮小に努められたい。</p>	<p>滞納者に対しては、納入誓約書に基づき納入することを指導している。納入が滞ることがないように指導しながら、今後とも過年度分の分納を含め厳正に対応し、滞納額減少に努めたい。</p>	<p>措置方針等</p>